

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会
通報・相談窓口規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「本協会」という。）において、本協会の規約や倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案に関する通報もしくは相談に対する適正な対応をするための通報・相談窓口に関すること定め、不正行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

(通報・相談窓口)

第2条 本協会は通報・相談窓口をコンプライアンス委員会の下に置き、その事務は事務局が担当するものとし、原則として男性1名、女性1名、合計2名の事務局職員が所掌する。

2. 通報・相談窓口の受付を以下の通り設置する。

<通報・相談窓口>

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 4階

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会内 通報・相談窓口係

Tel : 03-6229-5427

e-mail : jptta.soudan@gmail.com

3. 通報・相談窓口を利用する場合は、電話、書面、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により受け付けるものとし、匿名による事案は受け付けないものとする。また、利用方法はホームページ等に掲載し、その周知を図るものとする。

(利用の範囲)

第3条 通報・相談窓口を利用できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会の会員・登録選手
- (2) 本協会の役員・社員

(3) 本協会職員

(4) 前3号の関係者(ただし、「関係者」とは前3号の家族、代理人、所属団体の仲間や職員等を指す。)

(不当な利用の禁止)

第4条 通報・相談は、本協会の登録者等、および本協会ならびに本協会の加盟団体の役員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

(本協会への対応)

第5条 通報・相談窓口へ通報・相談されたすべての事案はコンプライアンス委員長に報告され、コンプライアンス委員長は必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、対応を協議するものとする。

2. 通報・相談窓口を利用した者(以下、「相談者」という。)の連絡先が確保できないこと等によって、前項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本協会は、当該事案に対応することを要しないものとする。

(協力義務)

第6条 当該事案の対象とされた個人や団体等は、その対象とされた事実内容の調査に際して協力を求められた場合には、コンプライアンス委員会による調査に協力しなければならないものとする。

(通報者の保護)

第7条 本協会は、通報・相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。また、協力団体に対しても同様に相談者に対して不利益な取扱いを行わないよう、適切な措置を講じさせるよう努めるものとする。

2. 相談者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、倫理規程や賞罰規程に基づいて処分することができる。

3. 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、相談者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容

を他に一切開示してはならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(本規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議により行なうことができる。